令和5年度 指定管理者モニタリングレポート (指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立埋蔵文化財調査センター
所在地	八尾市幸町四丁目58番地の2
所管課	魅力創造部観光・文化財課

指定管理者	名 称 公益財団法人八尾市文化財調査研究会
	代表者 理事長 田中 清
	住 所 八尾市幸町四丁目58番地の2
指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日(5年間)

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

〇利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか		
来館者意見を、随時要望を反映させるようにしている。また、学芸員による丁寧な展示解説		
等を心掛けている。		
また、英語表記の展示キャプションを設けるなど、外国人利用者への対応がなされている。		
【利用者アンケート (利用者の満足度等)】		
①調査の概要(調査対象、調査時期、調査方法、回答状況)		
• 調査対象:施設利用者		
・調査時期:令和5年 10 月 11 日~令和5年 12 月 2	•	
4 日	Α	
・調査方法:施設内でアンケート用紙を配布し回答を得る		
・回答状況:アンケート用紙100枚を配布し、100枚を回収		
②アンケート結果の概要(利用者の満足度等)		
・受付の対応については97%が満足、施設の清掃については87%が満足という結果で、		
施設利用者の満足度は好印象であった。		
・展示については90%が分かり易いと好評であり、総合的に満足度は高かった。		

2. 公の施設の効用発揮

〇公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
限られた展示スペースを工夫して、見応えのある展示等を実施しており、アンケートでも利	
用者の評価が高い。	
ただ、展示内容の充実や来館者満足度の高さを来館者数の増加につなげられていない面があ	В
り、やさしい展示解説など、小学生等の若い世代の利用者拡大に向けた取り組みの強化が必要	
である。	

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

〇公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、	その管理に係る経費の縮	評価結果
減が図られたか		

常時館内の状況把握を心掛け、災害等発生時にはマニュアルに従って組織的に適切な措置を	
とれるようになっており、市との連絡体制についても整備されている。	Α
また、施設管理、設備の保守点検、清掃等も適正に実施にされている。	

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

〇公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有し	評価結果
ているか	
市内の埋蔵文化財の発掘調査の経験を有した人材を活かし、展示や講演会にいかしている。	
指定管理料は団体とは独立した経理区分で管理されており、適正な予算執行が行われている。	А

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

〇その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
市内の遺跡に関する所蔵資料や調査研究成果の情報公開等が適正に行われており、他の博物	
館や大学等の展示、研究及び啓発活動にも寄与している。	S
また、個人情報の保護や環境への配慮も適切に行われている。	

【総合評価】

E 41-0				
	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	85.0% (A)	37. 5	31. 9
2	公の施設の効用発揮	63. 2% (B)	18. 75	11. 9
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	89.5% (A)	18. 75	16. 8
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	88.5% (A)	12. 5	11. 1
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	95.0% (S)	12. 5	11.9
	合計			83. 6

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入 しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の 計算と整合しない場合がある。



【モニタリング内容の総括】

埋蔵文化財の蓄積された調査研究の成果をもとに、くわしい展示や講演会等を行っており、市域の埋蔵文化財の普及や情報発信につとめている。八尾市の埋蔵文化財の情報を発信する施設としての役割を果たしており、評価できる。しかしながら、もっと多くの市民に市内の埋蔵文化財を知ってもらう取り組みが必要である。

く参考>

■ 評価基準表(得点率で判断)

S (90%以上) 業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管

理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている

A (80%以上 90%未満) 業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる

B(60%以上80%未満) 業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる

C (60%未満) 業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と

思われる

■「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。 ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準(S:90%以上、A:80%以上)を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。